

佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱
 第4条第2項の規定に基づき定める額は、以下のとおりとし、
 令和8年3月20日以後に公告等を行う案件から適用する。

職種名	1時間当たりの最低労働賃金単価（円）
特殊作業員	2,570
普通作業員	2,070
軽作業員	1,650
造園工	2,540
法面工	3,050
とび工	2,810
石工	3,380
ブロック工	2,940
電工	2,840
鉄筋工	2,950
鉄骨工	2,680
塗装工	3,020
溶接工	3,020
運転手（特殊）	3,120
運転手（一般）	2,530
潜かん工	4,060
潜かん世話役	4,970
さく岩工	3,980
トンネル特殊工	4,590
トンネル作業員	3,310
トンネル世話役	5,110
橋りょう特殊工	3,480
橋りょう塗装工	8,700
橋りょう世話役	4,170
土木一般世話役	3,180
高級船員	3,610
普通船員	2,980
潜水土	4,690
潜水連絡員	2,950
潜水送気員	3,050
軌道工	1,010
型わく工	3,060
大工	2,950
左官	2,930
配管工	2,600
はつり工	3,030
防水工	2,990
板金工	2,920
サッシ工	3,720
内装工	3,100
ガラス工	3,060
ダクト工	2,550
保温工	2,830
設備機械工	2,960
交通誘導警備員A	1,820
交通誘導警備員B	1,610